



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表
平成28年6月30日

担当	雇用環境・均等室
	室長 周藤 明美
	室長補佐 津森 美紀
	Tel 0852-31-1161

「女性の活躍を推進するための行動計画策定及び関連助成金説明・相談会」を開催します

『女性の職業生活における活躍推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)]が、平成28年4月1日から全面施行され、「一般事業主行動計画」の策定・届出等について、301人以上の労働者を雇用する事業主は義務、300人以下の労働者を雇用する事業主は努力義務が課されています。

島根労働局(局長 浅野茂充)は、300人以下の労働者を雇用する事業主が、できるだけ早期に「一般事業主行動計画」の策定等を行えるよう、説明・相談会を下記のとおり開催いたします。

1 日時・会場

- ① 平成28年7月11日(月) 浜田会場 13:30~16:30
浜田市総合福祉センター(浜田市野原町859-1)
- ② 平成28年7月19日(火) 松江会場 13:30~16:30
くにびきメッセ(松江市学園南1-2-1)

2 対象者 島根県内の300人以下の労働者を雇用する事業主等

3 説明内容

- ① 女性活躍推進のための行動計画策定方法と認定制度及び女性活躍加速化助成金制度について
- ② キャリアアップ及びキャリア形成促進のための助成金制度について
- ③ 働き方改革と職場意識改善助成金制度について
- ④ 仕事と育児・介護両立支援助成金制度について
- ⑤ 島根県男女共同参画室から しまね女性の活躍応援企業(登録、補助金、表彰制度)募集について

4 説明会終了後、個別相談をお受けします。

- 資料1 女性活躍推進法に関するリーフレット
2 本説明・相談会のご案内リーフレット
3 一般事業主行動計画策定届の届出状況